

川崎市告示第243号

指定障害児相談支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定により、指定障害児相談支援事業者の指定を行いましたので、同法第24条の37第1項の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和7年5月12日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社TAKANARI	相談支援あいおい	川崎市高津区久本2-5-31	障害児相談支援	令和7年4月1日	1475301071